



高齢者

高齢者医療……………	134
介護保険……………	134
高齢者福祉……………	139
福祉施設の利用・入所…	141

高齢者医療

後期高齢者医療制度は？

後期高齢者医療制度は県内の20市町が加入する愛媛県後期高齢者医療広域連合が運営主体となっています。

75歳以上（障害認定者は65歳以上）の人は後期高齢者医療制度に加入し、医療を受けます。病院等を受診するときは、マイナ保険証または資格確認書が必要です。病院等の窓口で支払う負担割合は、1割から3割負担です。

令和8年8月からの「資格確認書」の交付について以下のとおり変更となります。

● 85歳以上の方全員

これまでどおり、マイナ保険証の保有状況に関わらず、手続きなしで新たな資格確認書を7月中にお届けしますので、お手元に届いた資格確認書で受診いただけます。

● 84歳以下で、マイナ保険証を普段からご利用されていない方（※1）（マイナ保険証をお持ちでない方も含みます）

これまでどおり、手続きなしで新たな資格確認書を7月中にお届けしますので、お手元に届いた資格確認書で受診いただけます。

● 84歳以下で、マイナ保険証を普段からご利用されている方（※2）

マイナ保険証での受診をお願いいたします。

マイナ保険証での受診が難しくなった場合は、お住まいの市町の窓口で申請手続きにより資格確認書を交付しますので、その場合は資格確認書での受診も可能です。

※1 マイナ保険証を普段からご利用されていない方は、下記の※2に該当しない方です。

※2 マイナ保険証を普段からご利用されている方は、以下の条件をともに満たす方です。

- (1) 過去1年間で6回以上マイナ保険証を利用されている方
- (2) 概ね直近3か月以内にマイナ保険証を利用されている方

マイナ保険証のご利用状況は、7月中にお届けする新たな資格確認書を作成する時点の情報となります。



健康保険課 後期高齢者医療担当 別館3F

☎ 089-948-6370 FAX 089-934-0115

介護保険

介護保険制度の仕組みは？

介護保険制度は、私たちの住む市町村が運営しています。40歳以上の皆さんが加入者（被保険者）として保険料を納め、介護が必要となったときにサービスが利用できる仕組みとなっています。



介護保険課 総務担当 別館2F

☎ 089-948-6840 FAX 089-934-0815

介護保険に加入する人は？

市内に住んでいる40歳以上の皆さんが、介護保険の加入者（被保険者）です。年齢によって、2種類に分かれ、介護サービスを利用できる条件も異なります。

市内に住んでいる

**65歳以上の人は
『第1号被保険者』**

●介護サービスを利用できるのは
介護が必要であると認定された人



市内に住んでいて
医療保険に加入している

**40歳から64歳の方は
『第2号被保険者』**

●介護サービスを利用できるのは
加齢が原因とされる病気（特定疾病）
により介護が必要であると認定された人



65歳になったら保険証が交付されます

65歳になった人（第1号被保険者）には、市から保険証（介護保険被保険者証）が交付されます。



介護保険課 資格・賦課・収納担当 別館2F

☎ 089-948-6919 FAX 089-934-0815

高齢者



高齢者医療・介護保険

要介護・要支援認定を受けている人が、市外に転出または、市内に転入した場合は？

- 転出する場合は、転出先の市町村の介護保険担当窓口で住民になった日から14日以内に認定の申請をすれば認定されていた要介護状態区分が引き継がれます。
- 転入する場合は、住民になった日から14日以内に引継認定の手続きを介護保険課で行ってください。

介護保険課 要介護認定審査会担当 別館2F
☎ 089-948-6856 FAX 089-934-0815

介護サービスを利用するには？

介護サービスを利用するためには、申請を行い「介護や支援が必要な状態である。」と認定される必要があります。申請すると、認定調査や医師の意見書をもとに審査を経て、介護が必要な状態かどうか、またどのくらいの介護が必要であるかが決められます。

● 申請は

申請の窓口は市役所介護保険課・北条支所・中島支所です。本人または家族などのほか、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター等でも代行ができます。

1 申請 → 2 認定調査 医師の意見書 → 3 審査・判定 → 4 認定・通知 → 5 介護サービス計画の作成

今後も介護サービスを利用する方は更新の手続きが必要です

要介護・要支援の認定があり、引き続きサービスを利用したい場合は、有効期間満了日の60日前から満了日までの間に、更新の手続きが必要です。なお、要支援1・2の人で、介護予防・生活支援サービス事業のみ利用したい人は、地域包括支援センター等が実施する基本チェックリストを受けること（事業対象者として登録）で、認定の更新手続きを省略することがあります。

要介護認定の通知

要介護5
要介護4
要介護3
要介護2
要介護1

介護サービスを利用できます

要支援2
要支援1

介護予防サービスを利用できます

介護予防・生活支援サービス事業を利用できます

事業対象者※1

非該当の人は必要と認められれば、市の行う一般介護予防事業（地域支援事業）が利用できます。



※1 要支援1・2の人が認定の更新手続きをせずに、基本チェックリストの基準に該当した人

ケアプランを作成します

要介護1～5と認定された人は、在宅サービスと施設サービスのどちらを利用するかを選択し、どのようなサービスをどのくらい利用するのかという介護サービス計画（ケアプラン）を作ります。

要支援1・2と認定された人は、地域包括支援センターまたは介護予防支援事業所として松山市から指定を受けた居宅介護支援事業所で、事業対象者は地域包括支援センターでケアプランを作成します。

サービス内容が決まったら、事業者や施設と利用の契約をします。

サービスを利用します

サービス事業者に介護保険被保険者証・介護保険負担割合証を提示して、ケアプランにもとづいたサービスを利用します。利用者負担は原則として費用の1割（一定以上の所得がある人は2割または3割）です。



◎高齢者の所得税法、地方税法上の控除について

要支援・要介護の認定を受けられている65歳以上の人は、税金の控除を受けることができます。



お問い合わせ



対象



手続き・受付時間、
定休日など



料金・
支給金など

高齢者



介護保険

時

利用時間

休

休館・休園

▼ 申請に必要なもの

- 要介護・要支援認定申請書（窓口にあります。）
- 介護保険被保険者証（65歳以上の人）
- 医療保険の資格情報が分かるものおよび特定疾病名（40歳から64歳までの人）
- かかりつけの医師の氏名・医療機関名

? 介護保険課 要介護認定申請担当 別館2F
☎ 089-948-6841 FAX 089-934-0815

認定結果の通知は？

介護認定審査会の審査結果に基づき、介護保険の対象とならない「非該当（自立）」、予防的な対策が必要な「要支援1・2」、介護が必要な「要介護1～5」の区分に分けて認定され、その結果が記載された認定結果通知書と介護保険被保険者証が届きます。

? 介護保険課 要介護認定審査会担当 別館2F
☎ 089-948-6856 FAX 089-934-0815

利用者負担の支払いは？

介護サービス計画（ケアプラン）に基づいてサービスを利用するとき、皆さんがサービス事業者を支払うのは、原則としてかかった費用の1割（一定以上の所得がある人は2割または3割）です。

● 在宅サービス

介護保険では、要介護状態区分（要支援1・2、要介護1～5）に応じて上限（支給限度額）が決められています。上限の範囲内でサービスを利用するときは、利用者負担は1割（一定以上の所得がある人は2割または3割）ですが、上限を超えてサービスを利用した場合には、超えた分は全額が利用者の負担となります。

※詳細につきましては、市ホームページをご覧ください。

● 施設サービス

介護保険施設に入所した場合は、サービス費用の1割（一定以上の所得がある人は2割または3割）、食費・居住費、日常生活費の合計金額が利用者の負担となります。

? 介護保険課 介護給付担当 別館2F
☎ 089-948-6885・6924 FAX 089-934-0815

利用者負担が高額になったときは？

同じ月に利用したサービス費用の1割（一定以上の所得がある人は2割または3割）の利用者負担の合計額（同じ世帯内に複数の利用者がある場合には世帯合計額）が高額になり、一定額を超えたときは、申請により超えた分が「高額介護サービス費」として後から支給されます。

また、施設に入所したときや短期入所を利用したときの居住費と食費も世帯（別世帯の配偶者を含む）の所得や資産に応じて申請した月から減額されます。

※詳細につきましては、市ホームページをご覧ください。

● 介護保険と医療保険の利用者負担が高額になったとき

介護保険と医療保険の両方の利用者負担を年間で合算し高額になったときは、限度額を超えた分が支給される「高額医療・高額介護合算制度」があります。

? 介護保険課 介護給付担当 別館2F
☎ 089-948-6885・6924 FAX 089-934-0815

保険料の決め方・納め方は？

介護保険は、40歳以上の人に納めていただく保険料が大切な財源となっています。介護が必要となったときに、だれもが安心してサービスを利用できるように、保険料は必ず納めましょう。

● 65歳以上の人（第1号被保険者）の保険料

65歳以上の方の保険料は、市町村ごとに必要なサービス費用から基準額を算出し13段階の所得に応じて決められます。

保険料の納め方は、年金天引（特別徴収）と、納付書や口座引落（普通徴収）の2種類あり、原則は年金天引になります。

● 40歳から64歳の人（第2号被保険者）の保険料

国から各医療保険者あてに、加入している第2号被保険者の人数に応じて算定された介護保険の運営に必要な額が通知され、保険料が算出されます。算出された保険料は、医療保険料と合わせて徴収されますので、保険料の計算方法や額は、加入している医療保険によって異なります。

※詳しくは、加入している医療保険者にお問い合わせください。

? 介護保険課 資格・賦課・収納担当 別館2F
☎ 089-948-6919・6966 FAX 089-934-0815



※保険料は介護保険事業計画の見直しに応じて3年ごとに設定されます。

対 象 者				年間保険料額	所得段階
・生活保護を受けている人 ・老齢福祉年金受給者であって、かつ世帯全員が市町村民税非課税の人				22,740円 基準額×0.285	第1段階
本人が市町村民税非課税	世帯全員が市町村民税非課税	前年中の課税年金収入額 ^{*1} と合計所得金額 ^{*2} (年金収入の所得は除く)の合計 ^{*3}	82万6,500円以下		
			82万6,500円を超え120万円以下	35,910円 基準額×0.45	第2段階
			120万円を超える	54,260円 基準額×0.68	第3段階
	同じ世帯に市町村民税が課税の人がいる		82万6,500円以下	71,820円 基準額×0.90	第4段階
			82万6,500円を超える	79,800円 基準額	第5段階
本人が市町村民税課税		前年中の合計所得金額	120万円未満	95,760円 基準額×1.20	第6段階
			120万円以上210万円未満	103,740円 基準額×1.30	第7段階
			210万円以上320万円未満	119,700円 基準額×1.50	第8段階
			320万円以上420万円未満	135,660円 基準額×1.70	第9段階
			420万円以上620万円未満	151,620円 基準額×1.90	第10段階
			620万円以上820万円未満	167,580円 基準額×2.10	第11段階
			820万円以上1,020万円未満	183,540円 基準額×2.30	第12段階
			1,020万円以上	199,500円 基準額×2.50	第13段階

※1 課税年金収入額とは…

国民年金・厚生年金・共済年金など、市町村民税の課税対象となる種類の年金収入額のことです。なお、障害年金・遺族年金・老齢福祉年金などは含まれません。

※2 合計所得金額とは…

収入金額から必要経費に相当する金額(収入の種類により計算方法が異なります)を控除した金額のことで、扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額です。租税特別措置法に規定される長期譲渡所得または短期譲渡所得の特別控除の適用がある場合は、控除すべき金額を控除して得た額を用います。

※3 第1～5段階の合計所得金額に給与所得が含まれている場合は、給与所得から10万円を控除した金額を用います。

- 令和7年度税制改正により、給与所得控除の最低保障額が引き上げられましたが、介護保険事業運営に影響が出ることを避けるため、国が介護保険法施行令の改正を行いましたので、令和8年度の介護保険料の算定に限り、税制改正前の給与所得控除額で合計所得の計算、課税・非課税の判定をします。

納め方

特別徴収

年金が年額18万円以上の人

年金の定期支払い(年6回)の際に、介護保険料があらかじめ差し引かれます。

※差し引かれる年金には障害年金・遺族年金・老齢福祉年金も含まれます。

普通徴収

年金が年額18万円未満の人

送付される納付書または口座振替(自動払込)により、介護保険料を個別に納めます。

保険料の納付が困難な場合は、早めにご相談ください。減免や徴収猶予などができる場合があります。

- 保険料段階が第2・3段階の人で著しく生活が困窮している場合
- 災害により、著しい損害を受けた場合や、生計中心者の収入が長期入院や事業廃止などの理由により、著しく減少した場合
- 海外居住や刑事施設等へ入所した場合
- 破産手続きの開始が決定され、債務の免責決定がされた場合
- 個人の民事再生計画の認可が決定され、現に再生計画中の場合



お問い合わせ



対象



手続き・受付時間、
定休日など



料金・
支給金など

高齢者



介護保険

時

利用時間

休

休館・休園

地域包括支援センターは？

高齢者が住みなれた地域での生活を継続するために、高齢者の状態に応じ、必要な介護サービスやその他保健福祉サービスなどの社会資源と連携することで、地域の高齢者の心身の健康の維持、生活の安定のために必要な

支援を行う中核的な機関です。

※下の表をご覧ください。



長寿福祉課 基幹型地域包括支援センター 別館2F

☎ 089-948-6949 FAX 089-934-1832

松山市地域包括支援センター一覧 電話番号の市外局番はすべて089です。

	担当地区	名 称	所在地	電話・FAX
1	道後・湯築 桑原・五明 伊台・湯山	松山市地域包括支援センター 湯築・桑原・道後	持田町一丁目3-30	☎ 993-5666 FAX 993-5668
		サブセンター 五明・伊台・湯山	末町甲9-1 (愛媛県在宅介護研修センター3階)	☎ 993-5661 FAX 993-5691
2	石井東・石井西 浮穴・久谷	松山市地域包括支援センター 石井・浮穴・久谷	東石井七丁目3-32 (JA松山市施設、南中学校東隣)	☎ 957-0808 FAX 957-3303
		サブセンター浮穴・久谷	東方町甲1272-1 (JAえひめ中央施設、荏原小学校北隣)	☎ 905-8889 FAX 905-8778
3	久米・小野	松山市地域包括支援センター 小野・久米	鷹子町740 (鷹子ふれあい館2階)	☎ 970-3761 FAX 975-7620
4	番町・八坂 東雲・素鷲	松山市地域包括支援センター 東・拓南	柳井町二丁目85	☎ 915-7760 FAX 915-7763
5	雄郡・新玉	松山市地域包括支援センター 雄郡・新玉	千舟町八丁目128-1 (JAえひめ中央施設、 おひきまいち 太陽市北隣)	☎ 993-7220 FAX 993-7221
6	清水・味酒	松山市地域包括支援センター 味酒・清水	清水町三丁目15 (清水小学校北校舎1階)	☎ 911-1135 FAX 911-1140
7	余土・垣生	松山市地域包括支援センター 垣生・余土	保免西四丁目5-25 (余土中学校北隣、盲天外通り)	☎ 989-7600 FAX 971-6510
8	生石・味生	松山市地域包括支援センター 生石・味生	別府町177-1 (味生ふれあいセンター1階)	☎ 953-3888 FAX 952-3890
9	宮前・三津浜 高浜・興居島	松山市地域包括支援センター 三津浜	祓川二丁目10-23	☎ 953-1130 FAX 953-1150
10	中島	松山市地域包括支援センター 中島	中島大浦1626 (中島支所3階)	☎ 997-0454 FAX 997-0454
11	潮見・久枝	松山市地域包括支援センター 潮見・久枝	鴨川二丁目12-8	☎ 994-8765 FAX 994-8766
12	和気・堀江	松山市地域包括支援センター 和気・堀江	堀江町甲338-2	☎ 911-8005 FAX 911-8006
13	浅海・立岩 難波・正岡 北条・河野・栗井	松山市地域包括支援センター 北条	河野別府937-1 (北条社会福祉センター1階)	☎ 992-0117 FAX 992-0118

成年後見制度利用支援事業は？

認知症、知的障がい、精神障がいなどによって物事を判断する能力が十分でない方のうち、身寄りのない方や身寄りの援助が期待できない方の人権を守るため、市長が家庭裁判所に対して、成年後見制度の審判を申し立て後見人等を選任することで、本人にかかる法的手続きや不利益の防止等のための支援を行います。

市長申し立ての相談窓口

認知症高齢者 ▶ 長寿福祉課
基幹型地域包括支援センター
☎ 089-948-6949

知的・精神障がい者
▶ 障がい福祉課
障がい者サービス担当
☎ 089-948-6719

高齢者



介護保険

松山市権利擁護センターは？ (成年後見制度利用促進法に基づく中核機関)

認知症や知的障がい、精神障がいなどによって判断能力が不十分な方に対し、状態に応じた包括的な相談・支援を実施するとともに、必要な事業に繋ぐことで、本人や家族等の権利を擁護します。

成年後見制度等に関する法律相談

第2木曜（弁護士）第3木曜（行政書士）第4木曜（司法書士）各日13時30分～15時30分 ※要予約

時 8時30分～17時15分

休 12月29日～1月3日※日祝日は要相談



若草町8-2（松山市総合福祉センター内）
市社会福祉協議会権利擁護支援課

☎ 089-913-9046 **FAX** 089-941-4405

高齢者虐待への支援は？

高齢者の虐待の予防・防止のための相談支援を行います。
虐待は、身体的虐待、介護・世話の放棄、心理的虐待、性的虐待、経済的虐待に類型されます。地域包括支援センター（138ページ）でも相談できます。



長寿福祉課 基幹型地域包括支援センター 別館2F

☎ 089-948-6949 **FAX** 089-934-1832

認知症高齢者への支援は？

● 松山市認知症高齢者SOSネットワーク事業

認知症高齢者やその家族が安心して暮らせる地域づくりのためには、地域全体での高齢者の見守りや徘徊高齢者の支援体制等が必要です。本市では本事業にご協力いただける個人のほか、様々な店舗、事業所等へ、シンボルマークを掲示していただくネットワークを進めています。

協力していただく個人

や事業所等が、高齢者への適切な対応、必要なサービスへ繋ぐ支援などを行います（原則「認知症サポーター養成講座」を受講していただいておりますが、未受講であっても、認知症に対して理解があると認められる場合はその限りではありません）。

徘徊等によって行方不明となった高齢者を携帯電話等のメール機能を活用し、地域住民等の協力を得て早期発見・保護に努めています。

ご家族の方へ

徘徊による行方不明が心配される高齢者を予め登録することで、行方不明時に迅速な対応に繋がります。



認知症状が心配なご家族の方の相談は、下記のほか、地域包括支援センター（138ページ）でも相談できます。



市社会福祉協議会 地域支援課

☎ 089-941-3828 **FAX** 089-941-4408

● 徘徊高齢者家族支援サービス事業

徘徊の見られる高齢者に小型の電波発信機を携帯していただき、行方が分からなくなった場合に、ご家族からの連絡を受けた受信センターが、速やかに位置を検索し、家族にお知らせします（利用料が必要です）。



長寿福祉課 基幹型地域包括支援センター 別館2F

☎ 089-948-6784 **FAX** 089-934-1832

高齢者福祉

高齢者の定期予防接種

インフルエンザ、肺炎球菌感染症、新型コロナウイルス感染症及び带状疱疹の予防接種は、本人が接種を希望した場合、一部公費負担で受けられます（詳細は24ページ）。



保健予防課 予防接種担当 保健所1F

☎ 089-911-1858 **FAX** 089-923-6062

離島いきいきデイサービスは？

離島に居住するおおむね65歳以上の人で介護保険サービスの対象外（自立）の人が、創作・趣味・スポーツなどの活動や、送迎・給食等のサービスの提供を受けることにより、充実した生活を送ってもらうものです（利用料が必要です）。



長寿福祉課 団体運営支援担当 別館3F

☎ 089-948-6410 **FAX** 089-934-1832

長寿祝品支給事業は？

長寿の節目（満88歳、満100歳）を迎えられた市民の皆さんにお祝品を支給します。
（対象の人には、9月15日以降にお祝品をお届けします。）



長寿福祉課 高齢者対策担当 別館3F

☎ 089-948-6408 **FAX** 089-934-1832

緊急通報装置の設置は？

一定の条件を満たす一人暮らしの高齢者に対し、緊急通報装置を設置し、急病などの緊急時にじん速かつ適切



お問い合わせ



対象



手続き・受付時間、
定休日など



料金・
支給金など

高齢者



高齢者福祉



利用時間



休館・休園

な措置を講じ、平常時には相談を受け付けたり安否確認を行います（利用料が必要です）。



長寿福祉課 高齢者対策担当 別館3F

☎ 089-948-6408 FAX 089-934-1832

高齢者のための 日常生活用具の給付などは？

支援を必要とする低所得の1人暮らしなどの高齢者や寝たきり高齢者のいる世帯に対して、日常生活用具の給付などを行っています。（給付）自動消火器、電磁調理器、火災警報器、（貸与）福祉電話



長寿福祉課 高齢者対策担当 別館3F

☎ 089-948-6408 FAX 089-934-1832

独居高齢者訪問活動は？

1人暮らしの高齢者が住み慣れた地域や家庭で安心して暮らせるよう、声かけ訪問などを行うみまもり員を、各地区ごとに配置しています。



長寿福祉課 高齢者対策担当 別館3F

☎ 089-948-6408 FAX 089-934-1832

ふれあい・いきいきサロンは？

65歳以上の高齢者が心身機能の維持向上及び介護予防を目的に、原則歩いて通える拠点に月2回以上集い、介護予防メニューを行う自主的なサロン活動を支援しています。

また、ふれあい・いきいきサロンの登録条件を緩和した、ふれあい・いきいき緩和型サロンの支援も行っています。



市社会福祉協議会 地域支援課

☎ 089-941-3828 FAX 089-941-4408

長寿福祉課 基幹型地域包括支援センター 別館2F

☎ 089-948-6784 FAX 089-934-1832

愛の一声訪問は？

77歳以上の1人暮らしの高齢者（安否の確認が必要な人）に乳酸菌飲料を週2回配りながら安否確認を行っています。（無料）

なお、対象者は民生委員を通じて随時受付しています。



市社会福祉協議会 地域支援課

☎ 089-941-3828 FAX 089-941-4408

家族介護教室は？

介護における基礎知識・家族介護者等の健康管理などを内容とした教室を開催します。（詳細は地域包括支援センター〔138-ジ〕へお問い合わせください。）



長寿福祉課 基幹型地域包括支援センター 別館2F

☎ 089-948-6949 FAX 089-934-1832

理容サービスは？

在宅で寝たきりの高齢者に訪問理容サービスを提供することによって、保健衛生の向上に努めています。

利用券方式により、年4回以内の利用ができます。

散髪代の実費は必要です。（ただし市民税の非課税世帯は無料です。）



市社会福祉協議会 桑原支所

☎ 089-941-4281 FAX 089-941-4283

敬老マッサージは？

市内に住所のある70歳以上の高齢者が、保険適用外のおん摩、マッサージの施術を受ける場合に、料金の一部を助成します。

補助回数…1人につき1年度6回

補助額…施術1回につき1,000円



長寿福祉課 高齢者対策担当 別館3F

☎ 089-948-6408 FAX 089-934-1832

高齢クラブは？

高齢者の生活を豊かなものにするため、おおむね60歳以上の人で自主的に高齢クラブを組織し、健康増進、社会奉仕、教養講座、研修旅行、レクリエーション活動などを行っています。入会を希望する人は、各地域の高齢クラブ会長または市高齢クラブ連合会事務局までお問い合わせください。

● 松山市高齢クラブ連合会事務局

若草町8-2 ☎ 089-921-2161



長寿福祉課 団体運営支援担当 別館3F

☎ 089-948-6410 FAX 089-934-1832



高齢者



高齢者福祉



松山市シルバー人材センターは？

おおむね60歳以上の健康で働く意欲のある高齢者が会員となり、家庭・企業・公共団体から、家事援助・保育子育て・介護業務・事務作業・施設管理・剪定・除草・その他の軽作業など多様な仕事を引き受けています。入会や仕事の依頼については、松山市シルバー人材センターへお問い合わせください。



松山市シルバー人材センター 若草町8-3

☎ 089-933-7373 FAX 089-933-0131

入浴料の助成は？

● 公衆浴場優待割引入浴

本市に住民登録のある65歳以上の人を対象に、道後温泉椿の湯を含む市内一般公衆浴場7カ所の入浴料の250円を1年度50回を限度として助成します。

申込方法等は、各浴場、各支所、長寿福祉課にある申込書をご確認ください。

電話番号の市外局番はすべて089です。

浴場名	住 所	☎
寿温泉	緑町二丁目6-20	921-5961
清水湯	清水町二丁目14-5	924-8355
白泉湯	南斎院町1154-1	090-3989-1470
新開温泉	雄郡一丁目6-16	931-2429
水晶湯	柳井町一丁目8-13	941-3616
小富士温泉	高浜町二丁目1458-6	953-1639
道後温泉椿の湯	道後湯之町19-22	935-6586



長寿福祉課 高齢者対策担当 別館3F

☎ 089-948-6408 FAX 089-934-1832

加齢性難聴者への補聴器の購入費助成は？

加齢等による聴力低下により、他者とのコミュニケーションが取りにくい高齢者が補聴器を購入する際の費用の一部を助成します。対象要件の確認がありますので、購入前に必ず長寿福祉課へお問い合わせください。

● 対象者 次の全てを満たしている人

- ①市内に居住し、住民登録がある65歳以上の人
- ②補聴器購入日時点で、市民税所得割非課税世帯であること
- ③両耳の聴力レベルが40デシベル以上であり、耳鼻咽喉科の医師により補聴器の必要性が認められていること
- ④聴覚障害の身体障害者手帳が交付されていないこと

● 助成金額 上限30,000円



長寿福祉課 高齢者対策担当 別館3F

☎ 089-948-6408 FAX 089-934-1832

福祉施設の利用・入所

養護老人ホームへの入所は？

65歳以上の人で、環境上および経済的理由により、家庭において養護を受けることが困難な場合に入所できます。

● 養護老人ホーム江南荘ほか

恵原町甲880 ☎ 089-963-1655



長寿福祉課 高齢者対策担当 別館3F

☎ 089-948-6408 FAX 089-934-1832

公共施設ガイド

※MAPは巻末の地図の座標記号と対応していますので、地図での所在地確認もできます。

いきがい交流センターしみず

時 9時～16時30分

休 土曜日、日曜日、祝日、12月29日～1月3日

■ 施設の概要

県内初の試みとして学校の余裕教室を活用し、高齢者の生きがいづくりの場として、地域交流事業や講座等を実施しています。学習および相互扶助の実践を通して福祉・学習コミュニティの形成と学社融合を推進する地域福祉の拠点として活用されています。



市社会福祉協議会 いきがい交流センターしみず
清水町三丁目15(清水小学校北校舎2階)

☎ FAX 089-923-1355 MAP M-3

総合福祉センター

時 ・総合福祉センター

9時～21時

・老人福祉センター

9時～16時30分

・身体障害者福祉センター

9時～17時15分

休 ・総合福祉センター

12月29日～1月3日

・老人福祉センター

日曜日・祝日・12月29日～1月3日

・身体障害者福祉センター

毎週土曜日・日曜日・祝日・12月29日～1月3日

● 申し込み期間

・総合福祉センター

福祉団体 使用日の6カ月前から前日まで

その他 使用日の1カ月前から前日まで

- 老人福祉センター
使用日の開館時間内
- 身体障害者福祉センター
事前にご相談ください。
(申し込み 身体障害者福祉センター)

● 利用資格（市内在住の人）

- 総合福祉センター
高齢者、障がい者とその介護者、その他の福祉関係者
- 老人福祉センター
満65歳以上の人、高齢クラブ員
- 身体障害者福祉センター
身体障がい者とその介護者

● 電話案内 電話番号の市外局番はすべて089です。

- 市総合福祉センター ☎ 921-2111(代)
- 松山市社会福祉協議会 ☎ 941-4122(代)
- 総務調整課 ☎ 941-4122
- 施設管理課 ☎ 921-2111
- 地域支援課 ☎ 941-3828
- FAX 941-4408
- 団体支援課 ☎ 941-7644
- ボランティアセンター ☎ 921-2141
- FAX 921-8360
- 権利擁護支援課 ☎ 913-9046
- FAX 941-4405
- 聴覚総合支援担当 ☎ 921-2143
- FAX 921-2142
- 調査支援課 ☎ 943-6300
- 身体障害者福祉センター ☎ 921-2151(代)
- FAX 921-2152
- 親子通園くれよん ☎ 934-1201
- FAX 921-2152
- 老人福祉センター ☎ 921-2161(代)
- FAX 934-2221

■ 施設の概要

市民と行政が一体となって推進している地域福祉活動の拠点施設。

3階に老人福祉センター、2階に身体障害者福祉センター、1階に障がい者団体事務室が設置されるなど、高齢者、障がい者、ボランティア等がふれあい、総合的に福祉活動を推進している。

市社会福祉協議会 施設管理課
若草町8-2 **MAP L-4**
 ☎ 089-921-2111 FAX 089-941-4408

ハーモニープラザ

123ページをご覧ください。

若草町8-3 **MAP L-4** 
 ☎ 089-933-9211 FAX 089-933-3411

松山市老人福祉センター

時 9時～16時30分

休 日曜日・祝日・12月29日～1月3日

■ 施設の概要

高齢クラブ員や65歳以上の人々が、自由に利用できる高齢者の社交場です。テレビ、囲碁、将棋などを備え付け、生活・健康相談、レクリエーション、高齢クラブの育成などの事業を行っています。

若草町8-2（総合福祉センター3階） **MAP L-4**
 ☎ 089-921-2161 FAX 089-934-2221

松山市鷹子老人福祉センター

時 9時～16時30分

休 日曜日・祝日・12月29日～1月3日

■ 施設の概要

高齢クラブ員や65歳以上の人々が、自由に利用できる高齢者の社交場です。テレビ、囲碁、将棋などを備え付け、生活・健康相談、レクリエーション、高齢クラブの育成などの事業を行っています。

※会議室等の使用については、一部有料となる場合があります。詳しくは鷹子老人福祉センターへお問い合わせください。

鷹子町740 **MAP I-6**
 ☎ 089-955-6183 FAX 089-955-6186

松山市中村老人福祉センター

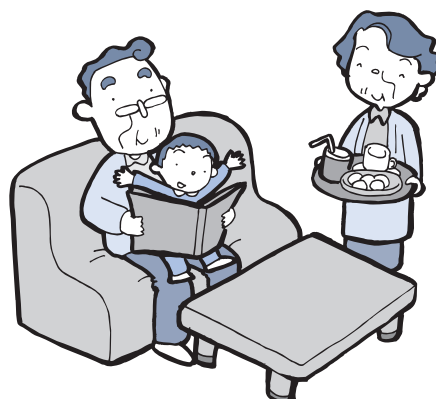
時 9時～16時30分

休 日曜日、祝日、12月29日～1月3日

■ 施設の概要

高齢クラブ員や65歳以上の人々が、自由に利用できる高齢者の社交場です。テレビ、囲碁、将棋などを備え付け、生活・健康相談、レクリエーション、高齢クラブの育成などの事業を行っています。

中村三丁目2-34 **MAP O-7**
 ☎ FAX 089-932-1528



高齢者



福祉施設の利用・入所